

# 就学援助制度について

この制度は、小学校・中学校に就学するお子様がある家庭で、経済的な理由により、教育費にお困りの保護者に対し、学用品費や修学旅行費、給食費の一部を援助するものです。受給を希望される保護者の方は、「就学援助費交付対象者認定兼交付申請書」を就学先の小・中学校（小学校と中学校の両方に在学者がある場合はどちらかの学校）に提出して下さい。

## \*\*\*\*\* 対象となる方 \*\*\*\*\*

生活保護法による保護を受けていないが、これに準ずる程度に生活に困窮している方

- ① 生活保護が停止又は廃止となった方
- ② 市民税が非課税又は減免となっている方  
(ただし、障がい者、未成年者、寡婦または寡夫の方で、前年所得の合計金額が125万円以下の方が該当です。)
- ③ 個人事業税・固定資産税・国民年金保険料の減免を受けている方
- ④ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けている方
- ⑥ 生活福祉資金による貸付を受けている方
- ⑦ ①～⑥に該当しないが、所得の減少等により受給を希望される方



\*認定にあたっては、ご家族の収入や生活状況などから総合的に判断し、援助が必要かどうかを決定します

## \*\*\*\*\* 申請手続き \*\*\*\*\*

- ① 学校へ申し出、「就学援助費交付対象者認定兼交付申請書」を受け取ってください。申請書は、以下のページからダウンロードもできます。  
<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1294806228833/index.html>
  - ② 「就学援助交付対象者認定兼交付申請書」及び添付書類を学校へ提出してください。
  - ③ 認定が決定します。(鳥取市教育委員会にて)
  - ④ ご家庭へ認定結果を通知します。
- ※ 申請理由によっては、民生児童委員さんが家庭訪問等されて、ご家庭の様子を尋ねられることがあります。

【参考】 平成24年度就学援助費支給額

	小学校	中学校
給食費(1食あたり)	193円	218円
学用品費・通学用品費(1年生)	5,550円×2回	10,850円×2回
〃 (その他の学年)	6,635円×2回	11,935円×2回
修学旅行費	補助対象経費内	
新入学児童生徒学用品費(1年生のみ)	19,900円	22,900円
校外活動費(泊をとまなわないもの)	交通費及び見学料のみ 限度額 1,510円   限度額 2,180円	
校外活動費(泊をとまなうもの)	交通費及び見学料のみ 限度額 3,470円   限度額 5,840円	
通学費(通学距離が小学校4K以上、中学校6K以上で交通機関利用している場合)	最短距離で最も経済的な通学費	



\* ご不明な点は学校へ、遠慮なくお尋ねください。